

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月27日

【会社名】 北海道電力株式会社

【英訳名】 Hokkaido Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真弓 明彦

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通東1丁目2番地

【電話番号】 011(251)1111

【事務連絡者氏名】 経営企画室経営戦略グループ グループリーダー
尾崎 伊智朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
北海道電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03(3217)0861

【事務連絡者氏名】 総務グループ グループリーダー
友田 晃二

【縦覧に供する場所】 北海道電力株式会社 旭川支店
(旭川市4条通12丁目1444番地の1)
北海道電力株式会社 北見支店
(北見市北8条東1丁目2番地の1)
北海道電力株式会社 札幌支店
(札幌市中央区大通東1丁目2番地)
北海道電力株式会社 岩見沢支店
(岩見沢市9条西1丁目12番地の1)
北海道電力株式会社 小樽支店
(小樽市富岡1丁目9番1号)
北海道電力株式会社 釧路支店
(釧路市幸町8丁目1番地)
北海道電力株式会社 帯広支店
(帯広市西5条南7丁目2番地の1)
北海道電力株式会社 室蘭支店
(室蘭市寿町1丁目6番25号)
北海道電力株式会社 苫小牧支店
(苫小牧市新中野町3丁目8番7号)
北海道電力株式会社 函館支店
(函館市千歳町25番15号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注) 上記の内、旭川、北見、札幌、岩見沢、小樽、釧路、帯広、
室蘭、苫小牧、函館の各支店は金融商品取引法の規定による
備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備え置
きます。

1【提出理由】

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、平成30年6月27日開催予定の定時株主総会並びに普通株主様及びA種優先株主様による各種種類株主総会において、定款の一部変更の議案が承認されること（又は会社法第325条で準用される同法第319条の規定により種類株主総会の決議があったものとみなされること）並びに上記定時株主総会において第三者割当によるB種優先株式の発行に関する議案が承認されることを条件として、第三者割当によるB種優先株式の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号に基づき臨時報告書を提出します。

2【報告内容】

1. 株式の種類及び銘柄

北海道電力株式会社B種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）

2. 発行数

470株

3. 発行価格及び資本組入額

- (1)発行価格 1株につき100,000,000円
- (2)資本組入額 1株につき50,000,000円

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額

- (1)発行価額の総額 47,000,000,000円
- (2)資本組入額の総額 23,500,000,000円

（注）資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、23,500,000,000円であります。

なお、当社は、本優先株式の発行が効力を生じることその他法令に基づき必要な手続きが完了することを条件として、本優先株式の払込期日（平成30年7月31日）に、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ23,500,000,000円減少させることを予定しております。

5. 株式の内容

本優先株式の内容は、以下のとおりです。

(1)優先配当金

B種優先配当金

当社は、剰余金の配当（B種優先中間配当金（下記に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終の本優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき下記に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（下記に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

B種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

（基準価額算式）

$$\begin{aligned} & 1株当たりの残余財産分配価額 \\ & = 100,000,000円 + 累積未払B種優先配当金 \\ & \quad + 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払B種優先配当金額 \end{aligned}$$

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、上記(1)に従い計算される額の合計額とし、

「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額（ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、

また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用あるB種優先配当金の額を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成31年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,000,000円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたB種優先中間配当金がある場合におけるB種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3)議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4)種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(5)株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(6)金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、平成30年8月1日以降いつでも、金銭を対価として本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、本優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき本優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

本優先株式1株当たりの取得価額は、上記(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(7)金銭を対価とする取得条項

当社は、平成30年8月1日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

本優先株式1株当たりの取得価額は、上記(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(8)法令変更等

法令の変更等に伴い、本優先株式の発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

6. 発行方法

第三者割当の方法により、本優先株式を以下のとおり割り当てます。

	株式会社日本政策投資銀行	400株
割当先	株式会社みずほ銀行	70株

7. 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

8. 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

9. 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(1)手取金の総額

払込金額の総額	47,000,000,000円
発行諸費用の概算額	220,000,000円
差引手取概算額	46,780,000,000円

(注)発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税(165百万円)並びにフィナンシャルアドバイザー費用、リーガルアドバイザー費用及び価値算定費用等(合計55百万円)で、消費税等は含まれておりません。

(2)用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本優先株式の発行により調達する資金は、平成30年7月31日にA種優先株式の取得資金47,596百万円の一部に充当する予定です。

10. 新規発行年月日(払込期日)

平成30年7月31日(予定)

11. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

12. 保有期間その他の本優先株式に係る株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項はありません。なお、割当先の本優先株式の保有方針については、下記15.(1) e及び eをご参照下さい。

13. 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

(1)金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡制限

該当事項はありません。

(2)合意による金銭を対価とする取得請求の制約について

平成30年4月27日付で当社と割当先との間で締結された投資契約(以下「投資契約」といいます。)において、割当先による上記5.(6)記載の金銭を対価とする取得請求権の行使に関しては、下記のいずれかの事由が生じた場合に限定されています。

()本優先株式の発行日から5年が経過した場合

()当社が投資契約に定める義務に違反した場合(ただし、軽微な違反を除きます。)又は投資契約に基づき表明及び保証した事項のいずれかが真実又は正確でなかった場合(ただし、軽微な点で真実かつ正確でない場合を除きます。)

()当社の各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における発行会社の単体の純資産の部の金額が、当該各事業年度の及び各第2四半期会計期間の末日現在の発行済みで当社が未取得の本優先株式に係る払込金額の総額を下回った場合

(3) 割当先との投資契約における合意について

当社は、割当先との投資契約において、金銭を対価とする取得請求権の行使や本優先株式の譲渡を制限する一方、主に次に掲げる義務を負っております。

() 電気事業維持

電気事業を営むのに必要な許可等を維持し、全ての法令等を遵守して電気事業を継続すること。(ただし、法令等に基づいて当社がこれと異なる対応を行う必要がある場合は除きます。)

() 重要な変更に関する制限

投資契約に定める場合を除き、割当先が書面により事前に承諾しない限り(ただし、割当先は、当社の意思を最大限尊重するものとし、その承認を不合理に留保又は拒絶しないものとします。また、本優先株式に影響を及ぼさないと合理的に認められる定款変更については、当社が割当先に対して事前の通知を行うことで足りるものとします。)、定款変更、資本金の減少、準備金の減少、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又はその事業の全部若しくは重要な一部の第三者(当社の子会社及び関連会社を含みます。)への譲渡のうち、株主総会の決議を要する事項のいずれも行わないこと。(ただし、法令等に基づいて当社がこれらの事項を行う必要がある場合は除きます。)

14. 取得者に関する事項

本優先株式の割当予定先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容並びに当社と割当予定先の出資関係、取引関係その他これらに準ずる関係については下記15.(1) a. 及び b. 並びに(1) a. 及び b. をご参照下さい。

15. 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当予定先の状況

株式会社日本政策投資銀行

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社日本政策投資銀行	
	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 柳 正憲	
	資本金の額	1兆4億2,400万円	
	事業の内容	金融保険業	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第9期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
半期報告書 事業年度 第10期中 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)		平成29年12月20日 関東財務局長に提出	
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社A種優先株式470株を所有しております(平成30年3月末日現在)。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	当社は割当先より1,323億円の借入れ(平成30年3月末日現在)を行っております。	
	技術又は取引等の関係	上記の他、該当事項はありません。	
c. 割り当てようとする株式の数	本優先株式 400株		
d. 株券等の保有方針	当社は、割当先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式を保有し、基本的に、金銭対価とする取得請求による金銭償還を選択する方針と理解しております。		
e. 払込みに要する資金等の状況	当社は、割当先が平成29年12月20日付で関東財務局長宛に提出している半期報告書に記載の貸借対照表に現金預け金1,502,088百万円(平成29年9月30日)と記載されており、割当先が本件第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。		
f. 割当予定先の実態	割当先は、株式会社日本政策投資銀行法に基づき長期の事業資金に係る投融資業務等を行うことを目的として設立された株式会社であり、特定団体等とは一切関係がないことをヒアリング等を通じて確認しております。		

株式会社みずほ銀行

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社みずほ銀行	
	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	
	代表者の役職及び氏名	取締役頭取 藤原 弘治	
	資本金の額	1兆4,040億6,500万円	
	事業の内容	金融業務及びその他の金融サービスに係る事業	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第15期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	平成29年6月26日 関東財務局長に提出
	半期報告書 事業年度 第16期中 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	平成29年11月28日 関東財務局長に提出	
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社普通株式4,226千株を所有しております(平成30年3月31日現在)。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	当社は割当先より1,346億円の借入れ(平成30年3月末日現在)を行っております。	
	技術又は取引等の関係	上記の他、該当事項はありません。	
c. 割り当てようとする株式の数	本優先株式 70株		
d. 株券等の保有方針	当社は、割当先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式を保有し、基本的に、金銭対価とする取得請求による金銭償還を選択する方針と理解しております。		
e. 払込みに要する資金等の状況	当社は、割当先が平成29年11月28日付で関東財務局長宛に提出している半期報告書に記載の貸借対照表に現金預け金41,674,473百万円(平成29年9月30日)と記載されており、割当先が本件第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。		
f. 割当予定先の実態	割当先は、東京証券取引市場第一部に上場している株式会社みずほフィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であり、銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であることから、特定団体等との関係はないものと判断しております。		

(2) 割当予定先の選定理由

株式会社日本政策投資銀行及び株式会社みずほ銀行はいずれも当社の主要取引金融機関であること、複数の主要取引金融機関に本優先株式を保有いただくことが当社の財務政策の一層の安定化にも繋がること、当社を取り巻く経営環境、経営状況及び当社の資本政策の考え方を十分にご理解いただいたこと等を総合的に勘案の上、本優先株式による資金調達に企業価値向上に寄与するとの判断に至り、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社みずほ銀行を割当先に選定いたしました。

(3) 株券等の譲渡制限

当社は、投資契約において、割当先との間で、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間は、割当先は当社の事前の承諾無く本優先株式の全部又は一部の譲渡ができない旨、合意しております。

(4)発行条件に関する事項

当社は、本優先株式が普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、優先配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定された本優先株式の評価額、並びに当社の置かれた事業環境、財務状況を総合的に勘案の上、金100,000,000円を本優先株式の1株当たりの払込金額としており、当社としては本優先株式の発行条件及び払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、本優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社及び割当先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下、「赤坂国際会計」といいます。）に本優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、本優先株式の株式価値算定書を取得いたしました。赤坂国際会計は、一定の前提（本優先株式の配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、クレジットスプレッド等）の下、一般的な価値算定モデルを用いて本優先株式の公正価値を算定しております。

本優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、平成30年6月27日開催予定の定時株主総会において会社法第199条第1項、第2項及び第3項に基づく特別決議によるご承認をいただく予定です。

(5)大規模な第三者割当に関する事項

該当事項はありません。

(6)第三者割当後の大株主の状況

普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	12,898	6.31	12,898	6.31
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7番地	10,215	4.99	10,215	4.99
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	8,135	3.98	8,135	3.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,973	2.43	4,973	2.43
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	4,470	2.19	4,470	2.19
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	4,226	2.07	4,226	2.07
北海道電力従業員持株会	札幌市中央区大通東1丁目2番地	4,213	2.06	4,213	2.06
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	4,131	2.02	4,131	2.02
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	4,048	1.98	4,048	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,831	1.87	3,831	1.87
計	-	61,140	29.89	61,140	29.89

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権の割合」は、平成30年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 本優先株式は、株主総会における議決権がなく、また、普通株式を対価とする取得条項が付与されていないことから、本優先株式割当後の普通株式における総議決権数に対する所有議決権数の割合の変更はありません。

3. 当社は平成30年3月31日現在で自己株式9,774千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記株主から除外しております。

本優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合 (%)
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	-	-	400	-
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	-	-	70	-

(7)大規模な第三者割当の必要性

該当事項はありません。

(8) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(9) その他参考になる事項

該当事項はありません。

16. 本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	普通株式	215,291,912株
	A種優先株式	470株
資本金の額		114,291,802,460円